

# 刑事政策における被害者の視点

——史的素描と今後の課題——

瀬川 晃

## 一 はしがき

今、わが国では、刑事政策における被害者への対応が、さまざまな観点から論じられ、実際にもいくつかの施策が実現の運びとなっている。たとえば、民間ボランティアなどによる被害者支援組織が相次いで設立される一方、<sup>(1)</sup>刑事司法関係機関による被害者支援体制の強化が図られている。<sup>(2)</sup>また、「犯罪被害者への適切な配慮を確保し、その一層の保護を図るため」の刑事訴訟法の改正について、法務大臣の付託を受け一九九九（平成一一）年一月五日より六回にわたり審議した法制審議会刑事法部会は、二〇〇〇（平成一二）年一月二五日に「刑事手続における犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子（案）」を採択し、この報告を受けた法制審議会（総会）も、同年二月二二日、審議の結果、原案どおり、「刑事手続における犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子」を採択し、法務大

臣に答申した。この要綱骨子に基づき、「刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案」と「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案」が立案され、二〇〇〇(平成一二)年三月一七日に閣議決定を経て、第一四七回国会に提出され、五月一二日に原案どおり可決・成立した。両法の骨子は以下の通りである。①性犯罪の告訴機関を撤廃する。②被害者や遺族が希望した場合に、裁判で意見を陳述する機会を設ける。③証人尋問に際して、一定の場合、ビデオリンク方式や傍聴人との間に遮へいをおくことを認める。④一定の場合、証人に対する付添いを認める。⑤被害者や遺族が優先的に裁判を傍聴できるように裁判所が配慮する。⑥結審していない事件について、正当な理由がある場合、被害者が刑事裁判記録を閲覧・謄写することを認める。⑦被害者と加害者の間で示談が成立した場合、その内容を公判調書に記載することで、民事裁判上の和解と同じ執行力を付与する。

周知のように、わが国の憲法や刑事訴訟法には、犯罪被害者の法的地位を明確化する規定は存在しない。こうした法制の下で、戦後五〇年にわたって築き上げられてきた刑事裁判制度の中では、被害者の視点は基本的に欠落していたのである。今回の立法は、こうした現行の刑事裁判制度のひずみを是正しようとするものであり、画期的な意義を有する。さらに注目すべきは、このように刑事手続における被害者への関心が高まる中で、被害者の法的地位を改善する中で確立されてきた被害者に対する情報提供や被害者の参加・関与などの要請を「被害者固有の権利」として位置づけようという主張が有力に論じられていることである。<sup>(4)</sup>こうした被害者の権利論は、憲法上の人権規定をも射程に入れた根本的なものであり、今後論議を呼ぶものと思われる。

いずれにしても、犯罪の当事者でありながら、刑事司法制度において「忘れられた存在」であった被害者に、よう

やく光があてられ始めたのである。その意味で、近時の被害者に対する刑事政策的対応は、高く評価されるべきであろう。しかし、こうした近時の動きも、欧米に比べれば、あらゆる面で二〇年の後れをとっているときえいわれる。わが国は、被害者への対応については、発展途上国なのである。したがって、刑事政策における被害者への対応を一層充実させるためには、これまでの欧米の歩みを参考にするとともに、わが国の動向を振り返り、現状を把握することが重要であろう。そこで、本稿では、欧米とわが国の刑事政策における被害者の視点の発展経緯を後づけることにしたい。こうした作業を通じて、わが国の刑事政策における被害者の視点が、どのような状況にあり、今後、どのような方向に進むべきであるのかを考えたい。

- (1) わが国の民間被害者支援団体の動向については、諸澤英道「日本における被害者支援団体の課題と展望」自由と正義四九卷一一号（一九九八）一一二頁以下、柑本美和・小西聖子「効果的な被害者支援の提供をめざして」法律時報七一巻一〇号（一九九九）四九頁以下、山上皓「被害者の心のケア」ジュリスト一一六三号（一九九九）八〇頁以下などを参照。
- (2) 刑事司法機関による被害者対策の現状については、椎橋隆幸編・講座被害者支援第二巻・犯罪被害者対策の現状（二〇〇〇）参照。

- (3) 「特集・犯罪被害者の保護——法制審議会答申をめぐって——」ジュリスト一一七六号（二〇〇〇）一二頁以下。
- (4) 大谷實「犯罪被害者対策の理念」ジュリスト一一六三号（一九九九）一一頁、戸波江二「被害者の人権・試論（上）」法律時報七一巻一〇号（一九九九）一七頁以下など参照。また、瀬川晃「刑事司法における被害者への配慮」宮澤浩一先生古稀記念祝賀論文集第一巻（二〇〇〇）一一三頁以下も参照。

## 二 「被害者の黄金時代」から「被害者の衰退時代」へ

刑事政策の中で被害者の視点をどう取り入れるべきかという問題は、古くて新しいテーマである。たとえば、アメリカ合衆国の犯罪学者S・シェーファーによれば、欧米における被害者への対応の歴史は次の三つに時代に区分される。<sup>(1)</sup>①被害者の黄金時代。②被害者の衰退時代。③被害者の復活時代。これらは、ごくおおざっぱな時代区分であるにせよ、刑事政策における被害者の視点の変遷をたくみに捉えたものである。このうち、今日的な意味で刑事政策に被害者の視点を取り入れられるようになったのは、③被害者の復活時代を迎えてからである。そこで以下では、刑事政策における被害者への対応の発展を整理する前に、「前史」ともいうべき①被害者の黄金時代と②被害者の衰退時代における被害者の視点を考察しておきたい。<sup>(2)</sup>

### 一 被害者の黄金時代

第一期は被害者の黄金時代といわれ、「血讐」が認められていた古代・中世を指す。血讐と一口にいつても多様なものがあり、その実態は必ずしも明らかでないが、「部族間の復讐」を意味するものである。断片的であるが、いくつかの事例をみてみよう。ゲルマン時代のヨーロッパでは、ひとたび違法行為によって個人の法益が侵害されると、被害者には、加害者に復讐することが制度として認められていた。また、復讐は被害者が所属するジッペ（血縁者による共同体）の構成員によっても行われ、復讐の矛先は加害者本人にとどまらず、加害者が所属するジッペのリー

ダー、〈親等図において被害者に対応する地位にある者〉等に向けられることもあった。すなわち、個人の侵害はジッペの名誉の侵害であり、その回復はジッペ全体で加害者のジッペに組織的な復讐を實行することによって図るものと考えられていたのである。さらに、こうした復讐を終了させるためには、ジッペの名誉を傷つけた謝罪として贖罪金を支払うなどして、ジッペ間で和解が締結される必要があった。<sup>(3)</sup>

その後、次第に司法制度が整備されていくと、原則として司法権は国家に帰属していたものの、加害者に対しては身体刑や自由刑よりも被害者らへの金銭的賠償を命じられることが多かつたとされている。<sup>(4)</sup> こうした傾向は殺人罪についてもあてはまり、被害者の身分によって賠償額が決まっており、これを支払うことによって加害者は刑罰を免れたといわれる。<sup>(5)</sup>

また、あえてわが国になぞらえてみると、江戸時代まで「敵討」の制度があり、一定の手續を経た上での親や主人の殺害者に対する復讐が公に認められていたことは、広く知られているところである。<sup>(6)</sup>

## 二 被害者の衰退時代

その後、刑事司法の近代化によって刑事責任と民事責任の分化がすすみ、処罰権が国家に移行していく中で被害者への配慮は希薄化し、「被害者の衰退時代」に突入した。近代刑法は被害者の心情を克服したと解される一方、刑事司法制度の中で被害者はいわば放置されたままになっていった。そうして、刑事司法制度においては、犯罪者の改善更生が重視され、被害者がかえりみられることはなかったのであり、この時代は長く続くことになる。

ただし、こうした中で刑事政策における被害者の視点について全く論じられていなかったというわけではない。振り返ってみると、そうした時期にも被害者支援に向けた主張や試みが少なからず存在したことは注目すべきである。

ここでは、古典派犯罪学のJ・ベンサム、実証主義犯罪学のE・フェリとJ・ガロファロの見解をみてみる。<sup>(7)</sup>

第一に、イギリスのJ・ベンサムは、ベッカリアやフォイエルバッハとならんで、古典派犯罪学<sup>(8)</sup>(刑法学では「前期旧派」)の祖と称されているが、同時に、近代的な被害者補償制度の先駆的な提唱者でもあった。ベンサムの功績は多岐にわたるが、とりわけ啓蒙思想を基礎とした法改正や法典化の作業は、後の時代に大きな影響を与えた。ベンサムは、そうした作業の一貫として刑法の改正を検討する中で、一般予防を前提とした合理的な刑罰制度の確立と併せて、被害者補償の必要性を説いた。そこでは、功利主義の立場から、犯罪予防にとって効果の認められない刑罰やコストのかかりすぎる刑罰を否定する一方、そうした刑罰を廃止する前提として、被害者の救済を行うことが求められたのである。このように被害者補償を国の責務として認めたベンサムの理念は、今日の被害者補償の底流に流れ続けている。

第二に、古典派犯罪学を否定し、台頭してきた実証主義犯罪学<sup>(9)</sup>の代表的存在であるE・フェリやR・ガロファロも被害者対策の提唱者であった。両者は、ロンブローゾの生来性犯罪者説を受け継ぎ、犯罪人類学として発展させたが、犯罪対策については、損害賠償命令の導入を支持した。さらにフェリは、犯罪被害者に対する賠償責任は、国家の側にも存すると指摘した。すなわち、国には、社会の安全を守る責務があり、犯罪は、その責務が果たせなかったことを意味している。それにもかかわらず、これを放置することは、被害者感情を悪化させ、社会正義への信頼を喪失さ

せることにつながる。したがって、国は、被害者に対して、犯罪を防止できなかった賠償をしなければならないと説いたのである。また、フェリは、こうした被害者に対する賠償の財源は罰金による歳入に求められるべきとした。こうしたフェリの構想は、自らが起草した一九二一年のイタリア刑法草案には採用されなかったが、その影響下で制定されたメキシコの一九二九年補償法やキューバの一九三六年社会防衛法において実を結んだ。しかし両法は財源不足のため、現実には実効性を確保できなかった。

(1) Stephan Schafer, *The Victim and His Criminal*, pp. 7 (1968).

(2) 被害者の視点の史的変遷については、瀬川晃「被害者支援のあゆみ」瀬川晃編・被害者支援の基礎・講座被害者支援第一巻(二〇〇〇)四二頁以下参照。

(3) ドイツについて、H・ミッターイスH・リーベリッヒ(世良晃志郎訳)・ドイツ法制史改訂版(一九七二)五四頁以下、タキトウス(泉井久之助訳)・ゲルマーニア(一九七九)一〇〇頁以下、イギリスについて、J・ベイカー(小山貞夫訳)・イングランド法政史(一九七五)四七〇頁以下、F・W・メイトランド・イングランド法史概説(一九九二)二五頁以下、ジョン・ブリッグスほか(吉村伸夫訳)・犯罪・刑罰・社会(一九九八以)一九頁下参照。

(4) J・ベイカー(小山貞夫訳)・前掲注(3)書四七〇頁以下、F・W・メイトランド・前掲注(3)書二五頁以下、ジョン・ブリッグスほか(吉村伸夫訳)・前掲注(3)書一九頁以下。

(5) ジョン・ブリッグスほか(吉村伸夫訳)・前掲注(3)書一九頁下。

(6) 平松義郎・江戸の罪と罰(一九八八)四〇頁以下。

(7) Stephan Schafer, *op. cit.* n. 1, pp. 9; Charles F. Abel & Frank H. Marsh, *Punishment and Restitution*, pp. 23 (1984). 註た、邦語文献として、小川太郎「犯罪被害者に対する国家補償」大谷實・宮澤浩一編・犯罪被害者補償制度(一九七六)五一頁以下、E・H・サザランド・D・R・クレッシー(平野龍一・所一彦訳)・犯罪の対策(一九六二)一二頁以下等参照、

(8) 瀬川晃・犯罪学(一九九八)四二頁以下。

(9) 瀬川晃・前掲注(8)書四五頁以下。

### 三 「被害者の復活時代」——欧米における三段階

「被害者の衰退時代」はようやく一九六〇年前後に終わりを告げる。ここでは、被害者の視点を欠いた刑事政策に対する批判が高まり、欧米では、第三期の「被害者の復活時代」を迎えることになった。この「復活時代」は次の三つに分けることができよう。①被害者学的観点から欧米各国が犯罪補償制度を導入する一方、被害者支援に目を向け始めた第一段階(一九六〇年代—一九七〇年代)。②刑事手続における被害者の法的地位の問題が提起された第二段階(一九八〇年代)。③刑事司法制度のあらゆる場面で、被害者への配慮の充実が模索されている第三段階(一九九〇年代)。そこで、以下では、こうした欧米における「被害者の復活時代」の動向を三段階に分けて整理し、発展の歩みをフォローしたい。<sup>(1)</sup>

#### 一 第一段階(一九六〇年代—一九七〇年代)

(1) 被害者補償制度の導入 欧米における被害者の復活時代のうち第一段階では、近代の人権思想に基づいた法整備がすすむなかで、それまで法的に何らの保護を受けない被害者に対して公的な補償の必要性が唱えられるようになり、まず一九六三年にニュージーランドにおいて、つづいて一九六四年にはイギリスにおいて被害者補償



制度が導入された。つまり、国際的な観点から見て、長く忘れ去られていた被害者に対して本格的に光があてられるようになったのは、今からわずか三〇年前のことではしかない。その契機となったのは、イギリスのM・フライによる被害者補償制度の提唱であった。<sup>(2)</sup>

治安判事として実務に携わる一方で、刑罰制度の改善にむけて活躍する市民運動家でもあった彼女は、一九五七年『オブザーバー (The Observer)』に「被害者のための正義」と題する論文を掲載し、国家による被害者への経済的補償の制度化こそが、被害者の応報感情を鎮め、犯罪者の社会復帰をめざした刑罰を可能にすると訴えた。そこでは、多くの場合、犯罪者による被害者への民事賠償が期待できない現実をふまえ、放置されている被害者に配慮するため、労災補償と同等の社会政策を実施する必要があることが説かれていた。

フライの提言は、長い間、受刑者の法的地位の改善や刑罰制度の人道化に尽力してきた立場からの発言であっただけに、大きなインパクトを持った。たとえば、一九五九年には、二人の労働党議員によって、犯罪被害(補償)法案が提出された(ただし、同法は、時期尚早として否決された)。また、イギリス内務省は、一九五九年の『犯罪白書』——変貌する社会の刑事政策』において、犯罪被害者の地位について再検討する必要性があることを認めるとともに、犯罪を防止できなかった国家による犯罪被害者に対する補償の義務化を支持した。さらに、一九六一年には、被害者補償制度検討委員会が設置された。同委員会は、一九六二年に被害者補償制度導入を支持する報告書を提出し、その実現に向けた動きがスタートした。そして、制度導入のための具体的な課題が約二年にわたって検討された後、一九六四年三月に内務省によって「犯罪被害者補償計画」が議会に提案され、承認されたのである。

同年八月から実施に移されたイギリスの被害者補償制度は、次のような特徴を有していた。①本制度の施行を実験的なものと位置づけた。②補償を「恩恵」としてとらえた。③法律ではなく、要綱として実施した。

被害者補償制度の導入をめぐるイギリスの議論は、国際的にも大きな影響を及ぼした。たとえば、ニュージールランドでは、イギリスに先立って一九六四年初頭から犯罪被害補償法を施行し、一定の犯罪によって傷害を負った者や精神的な衝撃を受けた者に対して国家が補償を行う制度を導入した。また、一九六六年には、アメリカ合衆国のカリフォルニア州、一九六七年には、オーストラリアのサウスウェールズ州でも被害者補償制度が導入され、その後、スウェーデン（一九七一年）、オーストリア（一九七二年）、フィンランド（一九七四年）、ドイツ（一九七六年）、オランダ（一九七六年）、フランス（一九七七年）などにも普及した。

(2) 民間被害者援助組織の設立 こうした被害者補償制度の発展と平行して、欧米では、民間の被害者援助組織のボランティア活動が活発化し、さまざまな角度からの被害者への支援を図った。以下では、民間レヴェルでの被害者支援組織の設立と発展の経緯をドイツ、アメリカ合衆国、イギリスについて概観しておきたい。

ドイツでは、一九七六年に被害者援助組織として世界的に著名な「白い環」<sup>(3)</sup>が、テレビ・ジャーナリストのE・ツインマーマンによって設立された。「白い環」は、非営利団体であり、その活動内容は、①被害者に対する精神的支援、②警察などに接触する際の被害者への助言や法廷への付添い、③他の援助機関に関する情報の提供や援助機関と被害者の仲介、④弁護士費用の援助、⑤被害者補償の適用を受けるための経費の援助、⑥医療費などの援助、⑦被害者や遺族などに対する支援プログラムの提供など広範囲に及んだ。また、被害者援助活動とは別に、①犯罪予防の

啓蒙活動、②防犯技術の指導・助言、③刑事司法機関との連携などの活動にも力が入れられた。こうした活発な活動を支える経済的な基盤は、会員の支払う会費、寄付金、交通関連事犯の罰金の一部割り当てによって支えられてきた。今日ではオランダ、ベルギーなどの近隣諸国を含めて、約四〇〇箇所もの支部を抱え、支援会員約七万人、ボランティア相談員二一〇〇人を数えるまでに発展した。

アメリカ合衆国では、一九七〇年代後半からNOVAやNVCなどの民間組織による犯罪被害者の法的地位の向上を目指した運動が活発化した。<sup>(4)</sup> こうした民間の被害者援助組織のうち、全国規模のものとして、被害者援助機構(National Organization for Victim Assistance: NOVA)と全米被害者センター(National Victim Center: NVC)があげられる。<sup>(5)</sup> このうちNOVAは、一九七五年に設立された民間主導の非営利団体で、本部をワシントンDCにしている。NOVAの活動内容は、全米各地で被害者に対する直接的な援助活動を実施している各団体への支援、団体間の連絡調整、研修、情報の提供などが中心であり、NOVAが直接被害者の援助活動を実施するケースはほとんどないが、犯罪被害者対策の充実を目指したロビー活動を積極的に展開してきた。各州で立法化された被害者の権利章典(Bills of Victim's Rights)や一九八四年に施行された犯罪被害者法(Victim of Crime Act of 1984)などは、そうしたロビー活動の成果といえよう。これに対して、NVCは、一九八五年に設立された民間団体で、犯罪被害者に関する各種データの収集、被害者援助活動のモデル・プログラムの開発、被害者援助ボランティアに対する研修、被害者援助のための啓蒙活動などを実施してきた。NOVAやNVCの活動資金は、個人や団体による寄付金のほか、一九八四年犯罪被害者法によって認められた連邦政府による被害者補償プログラムや被害者援助プログラムへの経済

的援助によってまかなわれている。

また、被害者自らが主催する全米規模の団体としては、飲酒運転に反対する母の会 (Mothers against Drunk Driving: MADD)、子供を殺された父母の会 (Parents of Murdered Children: PMC) などがあげられる。<sup>(6)</sup>これらの団体は、被害者の相互支援活動を実施しているほか、被害者の地位の向上を目指したロビー活動やキャンペーンなど、「被害者の権利運動 (victims' rights movement)」と呼ばれる精力的な活動を展開してきた。

他方、各地域の民間ボランティア団体の活動も見逃すことができない。こうした小規模の団体が、NOVAなどのネットワークに加わり、最新の援助プログラム、情報、技術の提供を受けながら、それぞれの地域において、実際に犯罪被害者の援助活動を行ってきたのである。さらに、アメリカ合衆国の被害者援助活動において忘れてならないのが、レイプ・クライシス・センター (Rape Crisis Center) の存在である。<sup>(7)</sup>レイプ・クライシス・センターは、一九七〇年代以降、フェミニズム運動の台頭を背景に、全米各地でつくられ、被害者のためのホット・ラインの設置、被害直後の病院・警察などでの付き添いサービス、カウンセリング、情報提供、助言などの活動を行ってきた。レイプ・クライシス・センターは、対象範囲がレイプの被害者に限定されてはいるが、<sup>(8)</sup>時期的には、NOVAなどよりも早い時期から多様な被害者援助活動を実施しており、被害者支援にむけた先駆的な活動として高く評価されるべきであろう。

民間ボランティアによる犯罪被害者援助活動はイギリスでも一九七〇年代に始まった。<sup>(8)</sup>すなわち、ブリストルで一九七四年に、民間ボランティアを中心に、警察の協力を得ながら被害者支援組織 (Victim Support Schemes: VSS)

が設立されたのである。VSSは、犯罪被害者に対する経済的・物理的支援だけでなく、精神的な支援の実施も目的として掲げていた。ただし、当初の活動では、刑事手続における被害者の地位との結びつきは強く意識されておらず、もっぱら福祉的な観点から「良き隣人」としての支援活動を展開していた。しかし、VSSは、一九七九年ロンドンに本部を設置し、政財界からの資金を基に財団化されて以後、急速に発展を遂げ、イギリス全土にネットワークを広げていった。ロンドンの本部では、全国のネットワークをまとめる役割のほか、被害者に関する調査研究、被害者対策の提言、被害者支援の具体的手段の開発やマニュアルの作成、各組織の指導者やボランティアの研修を行ってきた。さらに、VSSは、一九八八年にVS (Victim Support) と名称を改め、活動を一層積極化した。VSは、一九九七年には、約四七〇の地方組織のもとで、約九〇〇人の有給スタッフと一万六〇〇〇人の研修を受けたボランティアが、犯罪被害発生直後の危機介入、カウンセリング、精神科医などの専門家の紹介、被害者救済制度や支援制度に関する情報提供、出廷の際の付き添い、助言、精神的支援を内容とする証人サービスなどの活動を繰り広げるまでになっている。とくにVSの活動で注目すべき点は、警察との強い協力体制であり、VSの活動の中で九割以上が警察の付託を受け、被害者の氏名、年齢、住所、事件の概要などに関する情報を提供された事案であるとされる。またVSの活動資金は内務省から支給される補助金が全体の九五%以上を占めている。

## 二 第二段階（一九八〇年代）

犯罪被害者は、刑事手続の中で、省みられることなく放置され、捜査機関や周囲の配慮を欠いた対応によって、か

えって心の傷を深くしていくことさえ少なくなかった。こうした問題を改善するために、一九八〇年代の欧米では、被害者の法的地位の確立・向上が叫ばれるようになった。以下では、こうした法的地位の改善を目指したドイツ、アメリカ合衆国、イギリスの動向を概観しておきたい。

(1) ドイツ ドイツにおいて、被害者の法的地位の改善が図られる契機となったのが、一九八七年に施行された被害者保護法である。同法が規定した内容は多岐にわたるが、およそ以下の三点に要約される。<sup>(9)</sup>①「被害者の手続関与権の明文化」。②「被害者保護の明文化」。③「被害者の損害賠償権の強化」。

このうち、①「被害者の手続関与権の明文化」では、被害者に対する訴訟の経過や被害者の法的地位に関する情報の提供が定められた。また、弁護士への援助や関係書類の閲覧も手続関与権の一環として保障された。②「被害者保護の明文化」では、証人尋問での被害者のプライバシーに関する質問に制限が加えられる一方、被害者が証言する際に、被告人の退廷が認められる範囲が拡大された。さらに、公開裁判の原則を緩和し、被害者のプライバシー保護による利益が事実の公開での解明による利益よりも優越するか、あるいは事実の公開での解明と同等である場合には、非公開とすることができる規定された。あわせて、被害者などには、非公開の申立権が認められた。③「被害者の損害賠償権の強化」では、簡易裁判所における附帯手続の請求金額の上限が削除される一方で、損害賠償の支払いを実現するために、罰金刑執行の弾力化が図られた。

(2) アメリカ合衆国 アメリカ合衆国では、前述した民間組織の被害者援助活動、被害者自身による被害者の権利運動、レイプ被害者への援助を主張するフェミニスト運動などの活発化、犯罪者処遇における社会復帰モデルの衰

退と正義モデルの台頭、犯罪増加による刑事司法制度への社会的不信をぬぐい去るための刑事司法改革の必要性の高まりなどの時代背景と相まって、連邦と州の両方のレヴェルで大きな成果をもたらすことになった。このうち連邦レヴェルでは、一九八二年に当時のR・レーガン大統領が犯罪被害者に関する大統領特別委員会 (President's Task Force on Victim of Crime) を設置した。同委員会は、犯罪被害者の実態調査を実施し、犯罪被害者が十分な法的保護を受けられない現状やこのために法執行機関に対して不信任を募らせている実情を明らかにした。こうした調査結果を受け、刑事司法機関や関係諸機関による被害者の保護や法的地位の改善を目指した六八項目にわたる勧告を盛り込んだ委員会報告書が作成された。この委員会報告書の勧告は、一九八二年の司法省への犯罪被害者対策室の設置、一九八二年被害者および証人保護法の制定、一九八四年犯罪被害者法の制定など、その後の連邦政府の犯罪被害者対策に大きな影響を及ぼした。

一九八二年被害者及び証人保護法は、被害者への威迫を重罪としたほか、被害者の法的地位について、次の三点を明示した。第一に、「刑事裁判における被害者への対応の適正化」である。従来の刑事手続が被疑者・被告人への適正な対応を求めていたのに対して、被害者への配慮を欠いていた点が反省され、被害者への対応の適正化が図られた。たとえば、証人として出廷した際の待合室の確保、捜査機関への被害者援助活動に関する研修などがある。第二に、「刑事手続への被害者の関与」である。ここではとくに、判決前調査の一環として、「被害者の影響に関する陳述 (victim impact statement)」を導入し、量刑手続への被害者の関与を認めたことが特筆に値しよう。このほか、司法取引や保釈決定においても被害者の意見を尊重することが規定された。第三に、「被害弁償の制度化」である。一九

八二年被害者及び証人保護法は、従来プロベイションの遵守事項として用いられていた被害弁償を主刑として導入した。それだけでなく被害弁償命令が刑罰として選択されない場合には、裁判官はその理由を明示することが義務づけられた。他方、一九八四年犯罪被害者法は、犯罪被害者基金の創設と基金による被害者援助団体への援助を定めた。

州レヴェルの動向を見ると、一九八〇年にウィスコンシン州で最初に制定されて以後、各州で被害者の権利章典 (Victims' Bill of Rights) が定められてきた。その内容は州によって異なるものの、おおむねNOVAが主張してきた次の七点のうちのいくつかを「被害者の権利」として宣言した。①尊厳と同情を示した対応を受ける。②犯罪者等の害悪・威迫からの保護を受ける。③刑事裁判に関する情報の提供を受ける。④弁護人を依頼する。⑤賠償を受ける。⑥財産と雇用の確保を受ける。⑦刑事裁判において適正な手続を受ける。被害者の権利章典には法的効力はないが、被害者の保護や法的地位の向上を目指す各州の姿勢を明確にするものとして一定の意義が認められよう。

(3) イギリス 一九八〇年代のイギリスでは、捜査・公訴段階を中心に刑事手続法の改正が実施された。なかでも重要な法律は、一九八四年警察および刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984) と一九八五年犯罪訴追法 (Prosecution of Offences Act 1985) であった。前者では、捜査手続が統一化され、後者では、新たに検察庁が創設された。両法は、誤判ケースといわれるコンフェート事件を契機として設置された刑事手続に関する王立委員会の報告書に基づき制定されたものであった。また、立法化には、八〇年代初頭の都市暴動に際して、警察官の職務執行のあり方に批判が寄せられ、政府としても捜査・訴追手続改革への取り組みを迫られていたことも大きな影響を与えた<sup>(10)</sup>とされる。このように一九八〇年代のイギリスでは、主として刑事手続における被告人の法的地位の保障に関心



が向けられていたため、被害者の法的地位を論じるまでの発想の転換は見られなかった。一九八四年警察および刑事証拠法と一九八五年犯罪訴追法による刑事手続の改正後も、被害者のおかれた立場は「忘れられた存在」のままであつたのである。

ただし、そうした中でも、被害者の法的地位の改善に向けた動きを見出すことができる。すなわち、J・シャプランド、J・ウィルモア、P・ダフが、一九七九年から一九八二年までコヴェントリーとノーザンプトンにおいて、本格的な刑事司法制度における被害者の実態調査を実施し、被害者の刑事司法制度に対する評価や要望を分析し、被害者の法的地位を改善するための具体的な課題を示したのである。<sup>(11)</sup>そこでは、情報の提供を十分に受けていない、手続への関与が認められていないといった点への被害者の不満が明らかにされ、こうした点での改善の必要性が、刑事司法制度への信頼や協力を獲得するために必要であると説かれたのである。こうした提案は、一九九〇年代に被害者の法的地位の改善に向けたさまざまな施策に反映されることとなった。<sup>(12)</sup>

### 三 第三段階（一九九〇年代）

(1) ドイツ　一九九〇年代のドイツでは、被害者保護のための刑事司法の改革が、さまざまな場面で展開されている。たとえば、一九九〇年の少年裁判所法の改正では、被害者と加害者の和解による刑事訴追の取り止めが、教育的処置としての指示という法的効果を付与された制度として明文化され、一九九四年犯罪防止法に、成人事件についても損害回復による刑の軽減・免除が規定された。また、一九九二年の組織犯罪対策法では、証人としての被害者の

保護を図るためのさまざまな手だてが講じられ、さらに一九九八年証人保護法では、国の費用による被害者への弁護士への付添いに道が開かれ、ビデオリンク方式による証人尋問が認められた。

(2) アメリカ合衆国 アメリカ合衆国では、「被害者の影響に関する陳述 (V I S)」の導入や被害者の保護に向けたさまざまな施策が、九〇年代初頭までに全州でほぼ導入された。そこで、一九九〇年代には、さらに踏み込んで憲法を修正し、被害者の権利の明文規定を盛り込む動きがみられるようになった。たとえば、一九八八年以降、一九九九年までの間に三二の州で、州憲法に被害者の権利に関する条項が盛り込まれた。連邦レヴェルでも、上院司法委員会が、一九九九年九月に、暴力犯罪の被害者の権利保護のための憲法改正案を可決し、上院本会議に送った<sup>(13)</sup>。ただし、オレゴン州では被害者の権利規定を違憲とする最高裁判決が出されたため、修正は無効とされていることから、他の州においても被害者の権利規定が実効性をもつ規定として定着するのかは、今後の展開にまたれる。

(3) イギリス イギリスでは、一九九〇年代を迎える頃から、刑事司法における被害者への配慮に関する施策が相次いだ。まず、一九九〇年に内務省が被害者憲章 (Victims' Charter) を公表し、政府による被害者対策の基本方針を打ち出して以来、被害者の保護や地位の向上に向け、積極的な姿勢がとられている<sup>(14)</sup>。そうした姿勢の背景には、一九八五年の「犯罪被害者および権力の濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」や一九八五年および一九八七年の刑事手続における被害者の地位と被害者援助に関するヨーロッパ評議会の勧告の影響がうかがえる。

まず一九九〇年の被害者憲章では、刑事司法機関が被害者に対して誠実かつ配慮をもって接することが求められた。そこでは、具体策として、次の点があげられた。①被疑者の逮捕、保釈、裁判の結果などに関する情報の被害者への

提供。②裁判開始時間の厳格化による被害者の時間的負担の軽減。③被害者への証人尋問の限定。④裁判所における被害者専用の待合室の設置。

また、一九九三年に検察庁 (Crown Prosecution Service) によって公表された「被害者と証人の取扱いに関する声明」では、検察官の判断には、公益とともに被害者の利益が考慮されるべきであるとして、刑事手続における被害者への配慮の重要性が唱われた。検察庁はこの声明に基づき、一九九四年検察官規則を制定し、被害者への対応に関する留意点として、次のような具体的な内容を定めた。①被害者に対する証人尋問の内容の制限。②被害者に対する損害賠償命令に必要な証拠の確保。③警察を通じた訴訟の経過に関する情報の提供。④弁護士を紹介。⑤さまざまな決定を下す際の遺族に対する意見聴取。

さらに、一九九六年には、新しい被害者憲章が発表された。ここでは、警察、検察庁、裁判所、保護観察所など各刑事司法機関が、被害者に対して行う業務の内容が明記された。業務の具体的内容は、次の通りである。

第一に、警察の業務としては、性犯罪被害者に対する特別な対応、捜査や裁判に関する情報提供がある。性犯罪被害者に対する特別な対応としては、専門的な訓練を受けた捜査官による対応やカウンセリング、助言、診察などを受けることの可能な性犯罪被害に関する相談所の運営などがあげられる。また、捜査や裁判に関する情報提供については、警察による捜査段階だけでなく、その後の訴訟の経過についても、検察庁が警察を通じて、被害者に通知することになっている。

第二に、検察庁の業務としては、前述した一九九四年検察官規則に規定されたものがあげられる。

第三に、裁判所の業務としては、裁判所における被害者専用の待合室の設置、被告人側と離れた位置での傍聴席の確保、V Sの証人サービスへの協力、児童・少年に対するビデオリンク方式による証人尋問の実施、証言の際の衝立による被害者の隔離などが認められている。

第四に、保護観察所の業務としては、重大な犯罪を犯した受刑者について、刑の執行内容、釈放の時期、釈放後の帰住先、釈放決定の判断基準などに関する情報提供が認められている。

(1) 欧米における被害者の視点の発展については、瀬川晃「被害者支援のあゆみ」瀬川晃編・講座被害者支援第二巻・被害者支援の基礎 (二〇〇〇) 四二頁以下。

(2) M. Fry, Justice for Victims, London Observer, November 10, p. 8 (1957). M・フライの功績については、大谷實・被害者の補償 (一九七七) 五三頁以下、小川太郎「犯罪被害者に対する国家補償」大谷實・宮澤浩一編・犯罪被害者補償制度 (一九七六) 六〇頁以下、奥村正雄「イギリスにおける被害者学の生成と発展」被害者学研究六号 (一九九六) 八四頁など参照。

(3) ドイツの「白い環」に関する詳細は、D・エッペンシュタイン (信太秀一訳)「白い環——犯罪被害者のための市民団体」G・カイザーほか (宮澤浩一ほか編訳)・犯罪被害者と刑事司法 (一九九五) 四〇九頁以下、宮澤浩一「『白い環』の近況」罪と罰三三巻四号 (一九九六) 五一頁以下、同「被害者学入門 (15)」捜査研究五五〇号 (一九九七) 七四頁以下、同「被害者学入門 (23)」捜査研究五五八号 (一九九八) 七九頁以下、安部哲夫「ドイツにおける被害者の救援・保護・支援」被害者学研究八号 (一九九八) 六一頁以下など参照。

(4) アメリカ合衆国における被害者の法的地位については、中野目善則「アメリカ合衆国における刑事手続での被害者の役割、被害者の刑事手続への参加」法学新報九四巻六・七・八号 (一九八八) 一一六頁以下、富田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者の保護」慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集慶應法学会篇 (一九九〇) 三六九頁以下、安田貴彦

「諸外国に見る犯罪被害者対策の現状」法律のひろば五二巻五号（一九九九）四二頁以下、岡本美紀「アメリカ」法律時報七二巻一〇号（一九九九）七四頁以下など参照。

(5) NOVAとNVCについては、マリイ・ヤング（安田貴彦訳）「アメリカ合衆国における犯罪被害者救済」警察学論集四四巻一二号（一九九一）一三頁以下、安田貴彦「アメリカの被害者政策」犯罪被害者・現代のエスプリ三三六号（一九九五）一八二頁以下、諸澤英道・新版被害者学入門（一九九八）四四二頁以下、被害者対策研究会編著・警察の犯罪被害者対策（一九九九）一一四頁以下。

(6) 被害者の権利運動については、河合幹雄「アメリカにおける被害者の権利運動(1)・(2)」法学論叢一二五巻五号（一九八九）六二頁以下、一二六巻三号（一九九〇）六六頁以下、藤本哲也・朴元奎「アメリカ合衆国における被害者の権利運動と被害者救済政策」被害者学研究四号（一九九四）三五頁以下参照。

(7) レイプ・クライシス・センターについては、宮園久栄「レイプ・クライシス・センター」現代アメリカ犯罪学事典（一九九一）三八二頁以下。

(8) イギリスの被害者支援については、内山絢子「イギリスの法執行過程における犯罪被害者救済制度(上)」警察学論集四八巻五号（一九九五）一一五頁以下、奥村正雄①「イギリスの被害者政策」犯罪被害者・現代のエスプリ三三六号（一九九五）一七一頁以下、同②「イギリスの刑事手続きにおける犯罪被害者支援対策」平成九年度犯罪被害者対策に関する調査研究報告書（一九九八）三三二頁以下、安田貴彦「イギリスの警察の犯罪被害者政策の現状(1)・(2)・(3)」警察学論集四九巻一号（一九九六）二二五頁以下、四九巻二号（一九九六）一三八頁以下、四九巻三号（一九九六）一三二頁以下、同「イギリスにおける『被害者憲章』の制定について」警察学論集四九巻一一号（一九九六）三四頁以下など参照。

(9) ドイツにおける被害者の法的地位については、宮澤浩一「刑事手続における被害者の地位」判例タイムズ五三八号（一九八四）一頁以下、同「被害者の法的地位」法学研究五九巻一二号（一九八六）四五頁以下、同「犯罪被害者の法的地位について」研修四七三号（一九八七）三頁以下、高橋則夫「ドイツの被害者政策」犯罪被害者・現代のエスプリ三三六号（一九九五）二二四頁以下、安部哲夫「ドイツにおける被害者の救済・保護・支援」被害者学研究八号（一九九八）六四頁以下、

田口守一「西ドイツにおける犯罪被害者の地位」刑法雑誌二九巻二号(一九八八)二二二頁以下、安部哲夫「ドイツ」法律時報七一巻一〇号(一九九九)六六頁以下、加藤克佳「各国の刑事手続と被害者——ドイツの場合」季刊刑事弁護二二号(二〇〇〇)一一九頁以下。など参照。

(10) 瀬川晃・イギリス刑事法の現代的展開(一九九五)七六頁以下。

(11) Joanna Shapland, Jon Willmore & Peter Duff, Victims in the Criminal Justice System (1985).

(12) 奥村正雄・イギリス刑事法の動向(一九九六)二五九頁以下。

(13) 清水隆雄「犯罪被害者の保護のための憲法改正案」ジュリスト一一七三号(二〇〇〇)一一九頁。

(14) イギリスにおける被害者の法的地位については、前掲注(8)にあげた文献のほか、奥村正雄「イギリスの刑事手続における犯罪被害者の保護」刑法雑誌二九巻二号(一九八八)二八一頁以下、安田貴彦「イギリスにおける『被害者憲章』の制定について」警察学論集四九巻一一号(一九九六)三四頁以下、岡田久美子「イギリス」法律時報七一巻一〇号(一九九九)七二頁以下など参照。

#### 四 わが国の動向

##### 一 一九七〇年代——始動期——

わが国の刑事政策における被害者への配慮の歴史は、一九七〇年代に高まった被害者補償制度の立法化運動に始まる。それ以前から、犯罪被害者の遺族らが組織する「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」(一九六六年設立)や「被害者補償制度を促進する会」などの運動や被害者への刑事賠償制度や被害者補償制度導入の提案は存在したが、<sup>(1)</sup>犯罪被害者対策についての社会的な関心を集めるには至らなかった。当時、多くの人々にとって犯罪の被害者への関心は、

総じて薄かったといえよう。また学界においても、当時の中心的な課題は、被疑者・被告人の人権保護の強化であったことから、その制限につながりかねない被害者の救済論には、当然ながら一定の警戒感が存在した。

しかし、一九七四年に、こうした状況を一変させる出来事が発生した。「三菱重工ビル爆破事件」である。この事件では、無関係の通行人を含めて、死者八名、重軽傷者三八〇名に及ぶ被害が発生した。しかし、このような爆弾テロや通り魔的殺人などいわれのない犯罪の被害にあった者に対して、当時のわが国には、何らの救済措置も存在しなかったことから、国家的な救済の必要性が叫ばれるようになったのである。<sup>(2)</sup> こうした気運は急速に高まり、一九八〇（昭和五五）年に、国会において犯罪被害者等給付金支給法（昭和五五年法律第三六号）が制定され、翌年一月一日より施行されることになった。

## 二 一九八〇年代——模索期——

犯罪被害者等給付金支給法の制定を目指して一度は高まった被害者対策整備の気運は、同法の制定後は沈静化してしまい、社会の関心も急速に薄れていった。いってみれば「エアークケット」のような状態であったと評価できる。

前述した欧米の第三段階（一九八〇年代）と比較すると、彼我の差は歴然としていよう。

ただし、この時期にまったく被害者対策の動きがなかったわけではない。とりわけ、性犯罪被害者の対策に関連して、次の時代にもつながるいくつかの注目すべき動きを見出すことができる。

第一に、性犯罪被害者保護の動きである。アメリカ合衆国と同様に、フェミニズム運動の台頭などを背景に、性犯

罪被害者に対する援助活動が見られるようになった。たとえば、一九八三年には、東京強姦救援センターが設立され、電話や郵便による被害者からの相談の受付を開始した。

第二に、性犯罪被害者について、前述した「第二次被害者化・第三次被害者化」の問題が、一九八〇年代末から論じられるようになった。性犯罪被害者の被害を回復するどころか、かえって大きくしてしまっている刑事司法制度の現状に対して、刑事司法制度における犯罪被害者の法的地位の改善の必要性が認識されるようになったのである。こうした問題意識は、前述した欧米での犯罪被害者の法的地位の改善の動きをふまえたもので、一九九〇年代の刑事司法機関の性犯罪被害者対策の改善の契機にもなった。

### 三 一九九〇年代——拡大・発展期——

一九九〇年代に入ると、一九八〇年代後半の犯罪被害者の法的地位に関する議論に触発され、被害者支援の動きが活発化していく。ここでようやく欧米の第二段階の動きがスタートしたと評価できよう。

第一に、全国各地に民間ボランティアによる被害者支援組織が相次いで設立された。まず、一九九二年に、東京医科歯科大学難治疾患研究所に、犯罪被害者相談室が開設され、精神医療の専門家によって、犯罪被害者やその遺族の精神的なショックを和らげるための電話や面接によるカウンセリングが開始された。その後、一九九五年には「水戸被害者救助センター」と大阪YWCA被害者相談室が発足した<sup>(3)</sup>。また、一九九七年には、石川被害者相談室、北海道被害者相談室、紀の国被害者支援センター（和歌山）、広島犯罪被害者心の支援センターが、一九九八年には、静岡



被害者支援センター、京都被害者支援センター、オホーツク被害者相談室（北見）、被害者サポートセンターあいち（愛知）、長野犯罪被害者支援センターが開設された。これらの組織では、被害者から電話による相談を受けるほか、情報の提供や関係機関の紹介を行ってきた。

さらに、一九九八年五月には、これらの民間ボランティアによる被害者支援組織のうち、東京医科歯科大学難治疾患研究所の犯罪被害者相談室に、すでに設立されていた七組織を加え、「全国被害者支援ネットワーク」が結成された。その後設立された組織も加え、現在では、一八の組織がネットワークに参加している。そこでは、各組織の連携や協力を強化し、効果的な被害者支援を実現することが目指されている。また、各組織ではたらくボランティアのための研修プログラムの研究や被害者の法的地位の充実を目指した立法提案の検討も、ネットワークがイニシアティブをとりながらすすめている。<sup>(4)</sup>

なお、被害者や遺族らによる自助グループ結成の動きも見られる。たとえば、一九九一年に全国交通事故遺族の会が、一九九七年に少年犯罪被害者当事者の会が結成された。これらの自助グループでは、被害者の相互支援活動とともに、被害者の観点に立った刑事司法改革の必要性を訴える運動を展開している。

第二に、刑事司法関係機関による被害者支援体制の強化が図られつつある。たとえば、捜査段階では、警察庁が、一九九六年に「犯罪被害者対策要綱」を制定し、全国の警察において被害者対策室の設置や性的犯罪の被害者を担当する婦人警察官の創設などの被害者対策を実施した。また、被害者に対する情報提供を目的とした「被害者連絡制度」も導入した。<sup>(5)</sup>被害者連絡制度では、事件担当捜査員によって捜査の進捗状況などに関する情報が提供されるほか、

被害者からの照会に適切に応じるため、警察署において被害者連絡担当係が指定されている。この被害者連絡担当係は、被害者からの各種照会に応じる窓口業務のほか、被害者連絡の実施状況の管理、被害者連絡を担当する捜査員に対する指導などを行っている。さらに一九九九年六月には、犯罪捜査規範を改正し、犯罪捜査に関する犯罪被害者対策の推進が図られた。そこでは、関係者に対する一般的配慮を定めた一〇条に、被害者への配慮、情報の通知、被害者保護についての具体的な指針が加えられた。<sup>(6)</sup>

公訴段階では、一九九一年(平成三)年一〇月に福岡地検において実施されて以降、各地の検察庁において、公訴提起の事実や裁判結果を被害者に伝える被害者通知制度が導入され、一九九九年(平成一一)年からは、制度の全国的な統一が図られた。さらに公判段階では、憲法八二条一項にもとづき公判が原則として公開されているほか、刑事確定訴訟記録法四条もとづき刑事確定訴訟記録の閲覧が実施されている。また一九九九年三月に国会に提出された少年法の一部を改正する法律案では、家庭裁判所が、少年審判事件を終結させる決定をしたとき、被害者らからの申出があれば、少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でない場合を除いて、少年及びその法定代理人の氏名および住居、決定の内容などについて通知する制度の導入が盛り込まれている。<sup>(7)</sup>

#### 四 現在——法的整備期——

(1) 法的整備に向けての動き 今日、わが国の被害者対策は、新しい局面を迎えている。法的整備の推進である。これまで、被害者対策は、民間ボランティアを中心とした支援団体による活動に負うところが大きく、刑事司法機関

の対応も現行法の枠内での裁量的な性質のものにとどまっていた。しかし、近代刑事法が、被害者の存在を放置してきた事実からすれば、真の被害者支援を目指すためには、刑事司法そのものの改革が必要になってくるはずである。現に、わが国の憲法は、被害者の権利についての明文の規定をもっていないし、現行刑事訴訟法では、被害者は訴訟関係者と位置づけられていない。前述したように、この点を重く捉えた欧米では、一九八〇年代から被害者の法的地位を強化するための法整備を推し進めてきたのである。こうした問題意識のもとで、わが国でも被害者の法的地位の強化を目指した動きが活発化しているのである。

たとえば全国被害者支援ネットワークは、一九九九年五月に被害者の権利宣言を公表し、「犯罪の被害者を助けることは、本来、社会の当然の責務である」として、被害者が本来的に有する七つの権利を次のように掲げ、立法化に向けた運動を進めることを明らかにした。①公正な処遇を受ける権利。②情報を提供される権利。③被害回復の権利。④意見を述べる権利。⑤支援を受ける権利。⑥再被害から守られる権利。⑦平穏かつ安全に生活する権利。

また、日本弁護士連合会は、一九九七年に設置した「犯罪被害回復制度等検討協議会」において、被害者基本法の試案作りをすすめてきた。<sup>(8)</sup>同協議会は、外部の識者を含めて検討を重ね、一九九九年五月に「犯罪被害者基本法」の要綱案を日本弁護士連合会会長に答申した。要綱案の骨子は以下の通りである。第一に、基本理念として、「被害者の権利の権利性」を明確にした。そこでは、被害者を保護の対象ではなく、基本的人権の尊重の観点から支援される人権の享受主体であると捉えるとともに、被害者に対する差別的取扱いを禁じた。第二に、被害者の被害回復と社会復帰をすみやかに実現するため、「国及び地方公共団体が為すべき責務」を明らかにすることを求めた。具体的には、

①被害者の要請に応じて経済的・物理的・精神的支援を行える制度の構築、②被害者の刑事司法への関与（捜査、裁判の進捗状況の通知、刑事記録の閲覧・謄写、意見陳述）と保護（プライバシーの保護、証言妨害・報復からの保護）を行うための制度の構築、③被害者支援のための教育・啓蒙活動の充実（被害者実態調査の実施、警察・司法機関・ボランティアなどの研修制度の整備、被害者の問題についての啓蒙活動の実施）、④犯罪被害者支援会議の実施が掲げられている。第三に、上記のような被害者の権利を認めるにあたって、被疑者及び被告人の権利を不当に制限してはならないとし、特に、少年の場合には、少年法の理念を尊重しなければならないと明言した。

(2) 法改正 法務省は、一九九九年七月から「刑事手続における被害者等の保護」と題した一二項目を示し、広く意見を聴取した<sup>(9)</sup>。その具体的内容は、①被害者の地位の明確化。②性犯罪の告訴期限延長又は撤廃。③ビデオリンク方式による証人尋問の導入。④衝立による被害者と被告人・傍聴人等との遮断。⑤年少の証人等についての付添人の採用。⑥被害者・遺族の優先傍聴の確保。⑦判決確定前も含めた公判記録の閲覧・謄写の許可。⑧刑事裁判過程での意見陳述の機会の設定。⑨公判調書に民事上の和解を記載することによる強制執行力の付与。⑩没収・追徴・保全制度の損害回復への利用。⑪検察審査会への審査申立権の被害者遺族への拡大。⑫その他早急に検討を要する事項。

意見聴取の結果をふまえて、法務大臣は、「刑事手続において、犯罪被害者への適切な配慮を確保し、その一層の保護を図るため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、左記の事項に関して、その整備要綱の骨子を示されたい」として、法制審議会に対し以下の九項目の諮問を行った。①性犯罪の告訴期間の撤廃又は延長。②ビデオリンク方式による証人尋問。③証人尋問の際の証人の遮へい。④証人尋問の際の証人への付添い。⑤被害者等の傍聴に

に対する配慮。⑥被害者等による公判記録の閲覧及び謄写。⑦公判手続における被害者等による心情・意見等の陳述。⑧民事上の和解を記載した公判調書に対する執行力の付与。⑨被害回復に資するための没収及び追徴に関する制度の利用。この答申を受けた法制審議会刑事法部会は、一九九九（平成一一）年一月五日より六回にわたり審議し、二〇〇〇（平成一二）年一月二五日に「刑事手続における犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子（案）」を採択した。この報告を受けた法制審議会（総会）も、同年二月二三日、更に審議の結果、原案どおり、「刑事手続における犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱骨子」を採択し、法務大臣に答申した。この要綱骨子に基づき、「刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案」と「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案」が立案され、二〇〇〇（平成一二）年三月一七日に閣議決定を経て、第一四七回国会に提出され、五月一二日に原案どおり可決・成立した。

「刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案」では、次の四点が盛り込まれた。①証人の負担軽減のための、証人への付添制度、証人の遮へい措置、ビデオリンク方式の導入。②親告罪の告訴期間の撤廃。③公判期日における被害者の意見陳述の制度化。檢察審査会への審査申立権者の範囲の拡大。また、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案」では、次の三点が盛り込まれた。①公判手続の傍聴についての被害者への配慮。②公判記録の閲覧・謄写についての被害者への配慮。③当事者間の民事上の争いについての合意を公判調書に記載することによる裁判上の和解との同一の効果の付与。

（一） 刑事賠償については、牧野英一「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」法学協会雑誌二二卷一号（一八九七）九四頁以

下、同「犯罪の被害者に対する損害罪障問題」法学志林九卷一―号(一九〇七)常盤敏太「犯罪の被害者に対する損害罪障問題」法学志林三三卷三号(一九三一)七五頁以下、三三卷六号(一九三一)四〇頁以下、三三卷七号(一九三一)二三頁以下、三三卷八号(一九三一)があった。また、被害者補償制度については、前章注(2)にあげた文献のほか、小川太郎・佐藤勲平「ニュージールランドにおける被害者補償の新立法」罪と罰一一卷三号(一九六四)一三頁以下、石川才顕「犯罪被害者への損害賠償の必要性和刑事司法的介入への理論的基礎」日本法学三一卷四号(一九六五)七〇頁以下、小川太郎「犯罪被害者に対する国家補償」斉藤金作博士還暦祝賀・現代の共犯理論(一九六四)六七八頁以下、「刑事災害の国家補償」植松博士還暦論集法律編(一九七〇)八六七頁以下、鈴木義男「被害者補償制度の諸問題」植松博士還暦論集法律編(一九七〇)八八三頁以下、宮澤浩一「オーストリアの『被害者補償制度』について」法学研究四七卷五号(一九七四)四九頁以下、同「スウェーデンにおける被害者補償制度」法学研究四七卷八号(一九七四)五七頁以下などがあった。

(2) 三菱重工ビル爆破事件において、犯罪被害者補償制度の必要性が認識されるようになった背景として、被害者の中に労働災害による補償を受けられる者と受けられない者が生じ、不公平さがクローズアップされた点が指摘されている。加藤久雄・ポードレス時代の刑事政策(改訂版・一九九九)一九八頁。

(3) 宮澤浩一「犯罪被害者への支援」書齋の窓四五四号(一九九六)一八頁以下、「特集」犯罪被害者をめぐる現状と対策」法律のひろば五〇卷三号(一九九六)四頁以下。

(4) 山上皓「被害者の心のケア」ジュリスト一一六三号(一九九九)八五頁以下。

(5) 「特集」警察の被害者対策」警察学論集四九卷四号(一九九六)一頁以下。

(6) 黒川智「犯罪捜査規範の改正について」警察学論集五二卷八号(一九九九)五九頁以下。

(7) 瀬川晃「少年審判と被害者の地位」ジュリスト一一五二号(一九九九)九四頁以下。

(8) 児玉公男「犯罪被害者に対する支援について——弁護士会」ジュリスト一一六三号(一九九九)五九頁以下、九州弁護士連合会／大分県弁護士会編・犯罪被害者の権利と救済(一九九九)二四三頁以下。

(9) 「刑事手続における犯罪被害者等の保護」に関する法務省のパブリックコメント」法律時報七一巻一〇号(一九九九)六

## 五 今後の課題

わが国の刑事政策において、被害者の視点を考慮する動きは、欧米に比べて遅れていると指摘されてきた。しかし、近年の活発な展開からも明らかのように、被害者の視点の考慮は急速に充実しつつある。遅れてスタートを切ったという事実を逆手にとって、欧米先進国の試行錯誤を参考にすることによって、被害者の視点をスムーズに導入することが可能であったといえよう。今回の犯罪被害者の保護のための法改正<sup>(1)</sup>は、このように欧米の動向を参考にした上で、被害者の視点を刑事政策に取り入れるに至った成功例といえよう。ただし、今回の犯罪被害者の保護のための刑事訴訟法の改正が実施されたとしても、刑事政策における被害者の視点は十分に考慮されているとはいえない。今後、被害者のために早急に手当てを講じるべき課題は、少なからず残されている。そこで、最後に、こうした課題について言及しておきたい。

### 一 情報提供の再検討

警察による被害者連絡制度や検察による被害者等通知制度は、今回の法改正作業よりも早く導入され、実績を積みつつある。しかし、その内容をみると、被害者の知りたい情報との間には、なお「ずれ」が存在するように思われる。たとえば情報提供を求めているのは、人が死亡した重大な事件の被害者や検察官などによって取り調べを受けた被害

者らに限られないだろう。また、被害者らの関心は、不起訴事件の場合の情報、犯罪の動機や被害者の内面に関する部分に及ぶのではないだろうか。もちろん刑事司法機関にも人的・物的資源に限りがある。また被疑者・被告人やそのほかの事件関係者のプライバシーを過度に侵害したり、犯罪者の改善更生に大きく支障を来すような場合には、情報の提供は制限されるべきであろう。しかし、そうした制限を前提としたうえでも、被害者に提供可能であるが提供されていない情報が残されているように思われる。

他方、被害者等連絡制度や被害者等通知制度が、少年事件も対象としている点には、問題を残している。すなわち、現行の被害者連絡制度や被害者等通知制度は、捜査段階や公判段階での情報を被害者らに提供することとしている。一見したところ、これらの制度は、少年の健全育成のため少年審判を非公開としている少年法の理念と相反するよう思われる。これに対して、前述の少年法の一部を改正する法律案において、被害者への情報提供に慎重な姿勢がとられているのは、少年審判が、こうした少年法の理念を尊重した結果である。はたして、被害者連絡制度や被害者等通知制度は、いかにして少年法の理念と調和を図っていくのであろうか。

また、各段階で被害者に提供される情報の一部が重なっている。効率的で、有意義な情報の提供を実現するためには、今後、刑事司法機関の相互の連携が重要となろう。さらに、このように被害者に対する情報提供については、なお残された課題があり、今後の展開を注意深く見守る必要がある。



## 二 被害者補償制度の再検討

近年では、被害者の法的地位に関する議論が盛んなため、陰に隠れがちであるが、被害者補償制度にも改善すべき点が残されている。

第一に、検討すべきなのが、支給対象の拡大である。現行の犯罪被害者等給付金支給法の下では、補償の対象が故意の生命・身体に対する犯罪によって重度の障害を負った者に限定されている。むしろ被害者補償政策には財政的な制約があり、給付にあたって政策的見地から優先順位が付けられるのはやむを得ない。しかし、被害者の受けたダメージという見地からは、故意犯と過失犯に差異はない。他方、性犯罪や恐喝などの被害についても、被害がきわめて重大なケースが想定され得るのではないだろうか。

また、現行制度において補償金の給付対象とされている「重度の障害を受けた者」の範囲にも改善の余地がある。現在、犯罪被害者等給付金施行令（昭和五五年政令二八七号）によって、「重度の障害」とは、労災補償関係法令が定める第一級から第三級までの等級に該当する身体障害と規定されている。しかし、なぜ通り魔的犯罪によって、第四級以下の身体障害を負うことになった被害者が、補償対象にならないのかを説明する合理的理由は見あたらない。

こうした第四級以下の身体障害に該当する被害者も、補償の対象に含めることは十分考慮に値しよう。<sup>(2)</sup>

さらに、こうした問題と関連して最近注目を集めているのが、「阪神・淡路大震災」<sup>(3)</sup>や「地下鉄サリン事件」<sup>(4)</sup>を契機としたトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）など「心の傷」への対応である。<sup>(5)</sup>従来、こうした精神疾患の重さは数値レベルで評価することは困難であり、被害者補償になじまないとされてきたが、はたしてカウンセリ

ングなど精神的な援助のみでよいのかが問い直されるべきである。とくに刑事事件の被害者にとっては、被害者補償の対象にならないことこそが、被害者の心の傷を一層深いものとしているのではないだろうか。<sup>(6)</sup>

第二に、給付限度額の引き上げの可能性が検討されるべきであろう。一九八一年に制度が導入された時点では、障害給付金で九五万四〇〇〇円(昭和五五年政令二八七号)であったが、その後の数度にわたる改正によって、一九九九年三月末時点で、被害者一人あたりの給付金限度額は、遺族給付金で一〇七九万円、障害給付金で一二七三万円(平成六年政令一七四号)にまで引き上げられた。<sup>(7)</sup>ただし、実際の支給裁定定額の平均は、一九九八年では、死亡した被害者の遺族で約二〇八万円、重傷を負った被害者本人で二四〇万円にとどまっている。こうした金額の妥当性は、事案ごとの個別の事情を考慮しなければ、早計には判断できないが、被害者や遺族の中では、「少ない」と感じる者も多いようである。<sup>(8)</sup>

この問題は、給付金の性格をどのように捉えるのかという問題とも密接に結びつき、財政上の限界もあるため、一概に論じることとはできない。しかし、見舞金という今日の位置づけを維持するにしても、物価変動に応じた限度額の引き上げは検討されるべきであろう。また、被害者や遺族の経済的な困窮を察すれば、限度額を大きく下回る支給最低額の平均を引き上げることが検討に値しよう。また、一家の大黒柱を失った家庭では、経済的な困窮は、将来にわたって続くのであるから、一定程度の金額の引き上げが実現すれば、支払方法にも分割支給など、「細く長い」補償も一考の余地があるかもしれない。

第三に、犯罪被害者給付金支給制度に関する情報提供のあり方が問われるべきであろう。今日、犯罪被害者等給付

金支給制度に関する情報の発信源は主として警察である。しかし、被害者補償の意義からすれば、その他の刑事司法機関でも周知徹底が図られてもおかしくはない。さらに、被害者補償の一層の充実を目指すためには、社会全体の理解が必要となるから、啓蒙活動にも力を注ぐことが望まれる。

### 三 矯正保護における被害者への配慮

矯正保護段階における被害者への配慮が検討されるべきである。これまで矯正保護の実務において、被害者の視点があったく配慮されなかったわけではない。ごく簡単にいえば、矯正段階では、「贖罪感に根ざした人命尊重と遵法精神のかん養」を目指し、「つぐないの碑」を設けた市原刑務所などの交通刑務所の例がある。また仮釈放段階では、仮釈放及び保護観察に関する規則32条の定める許可基準のうち「社会感情」を判断する際に被害者や遺族の感情が考慮されているし、保護観察段階では、特別遵守事項を指定する際に「被害弁償」や「慰謝の措置」を盛り込む例がある<sup>(9)</sup>。ただし、こうした従来の被害者の視点は、被害者に対する配慮として実施されていたというよりも、「犯罪者の改善更生」を主たる目的としていた。

他方、最近、わが国の刑事司法においては、被害者への情報の提供が推し進められつつある。こうした近時の動向をふまえれば、今後、矯正保護においても、被害者に対する情報提供の可能性が検討されることになろう。たとえば、イギリスでは、拘禁刑に付されていた犯罪者が釈放される場合には、釈放の理由、釈放の時期や釈放後の帰住先等に関する情報を、また保護観察に付される場合には、保護観察期間中の指導方針や生活状況に関する情報を、保護観察

所が、被害者に一定程度提供している。<sup>(10)</sup>

現在、被害者連絡制度や被害者等通知制度が実施されている捜査・裁判段階では、当然、加害者（被告人）には、無罪の推定が働いている。これに対して、有罪の確定した加害者に対する情報が、被害者に届かないのは、被害者の配慮としてバランスを欠くのではないだろうか。わが国でも、犯罪者の改善更生やプライバシーとの調和を図りながら、被害者への情報提供の可能性を議論すべき時期が来ている。

また、矯正保護における被害者への配慮を検討するのであれば、処遇主体である矯正職員、保護観察官、保護司らが、被害者の存在を考慮に入れた活動を推し進めるべきであろう。もちろん、こうした被害者への配慮は、応報的な色彩を強める危険性を常に有しているので、安易な取組みは慎まねばならない。しかし、犯罪者の改善更生には、犯罪者が犯罪を悔い、被害者に謝意をもつ一方で、被害者の感情が少しでも和らげられることが重要となる。こうした観点から、被害者への配慮を矯正保護段階で考慮する意味は小さくない。<sup>(11)</sup>

- (1) 瀬川晃「刑事司法における被害者への配慮」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第一巻(二〇〇〇) 九一頁以下。
- (2) 瀬川晃・奥村正雄「犯罪被害者等給付金支給制度」宮澤浩一ほか編・犯罪被害者の研究(一九九六) 一一九頁。
- (3) 小西聖子ほか「阪神大震災における心理的被害者援助の試み」被害者学研究六号(一九九六) 六六頁以下。
- (4) 地下鉄サリン事件の被害者の実態調査報告として、中島聡美「地下鉄サリン事件について」被害者学研究八号(一九九八) 七八頁以下。

- (5) 小西聖子・犯罪被害者の心の傷(一九九六)、同「PTSD概念と諸問題」罪と罰三四巻三号(一九九七) 四二頁以下、中島聡美「犯罪被害者の心のケアをめぐる問題」法律のひろば五〇巻三号(一九九七) 三七頁以下、大山みち子「犯罪被害

者の相談事例」罪と罰三四卷三号（一九九七）一六頁以下。

(6) 瀬川晃「被害者学の新展開」犯罪と非行一一三号（一九九七）四頁。

(7) 法務総合研究所・犯罪白書平成一年版（一九九九）二六〇頁以下。

(8) 瀬川晃・奥村正雄・前掲注(1)論文一一〇頁。

(9) 従来の犯罪者処遇における被害者の視点については、「共同研究・犯罪者の矯正保護における被害者の視点」被害者学研究四号（一九九四）五五頁以下の瀬川、橘・北澤・須々木各氏の論文を参照。さらに、瀬川晃「社会内処遇の過去と未来」犯罪と非行一〇〇号（一九九四）三四二頁以下。

(10) 奥村正雄「イギリス刑事手続における犯罪被害者支援対策」平成9年度犯罪被害者に関する調査研究報告書（一九九八）三八頁以下、ヘレン・リーブス（岡本美紀訳）「英国における犯罪被害者支援二〇年の歩み」警察学論集五一卷五号（一九九八）一一二頁以下。

(11) 矯正保護における被害者への配慮の課題については、瀬川晃「社会内処遇の課題と展望」罪と罰三六卷二号（一九九九）一一頁以下、太田達也「被害者に対する情報提供の現状と課題」ジュリスト一一六三号（一九九九）二五頁以下。